

米活用畜産物等ブランド化推進事業実施要綱

27政統第728号
平成28年3月29日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

飼料用米については、単なる輸入とうもろこしの代替として活用するだけでなく、飼料用米を給与した畜産物の付加価値向上の取組を全国に広げ、飼料原料としての取引価格の向上を図り、水田活用の直接支払交付金へ反映するため、本事業では、米を活用した畜産物や加工品のブランド化推進の取組を行う補助事業者に対し、必要な経費を補助する。

第2 事業の内容等

米活用畜産物等ブランド化推進事業において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、政策統括官に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更（政策統括官が別に定める重要なものをいう。）、中止又は廃止については、前項の例による。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、事業採択の年度内に限るものとする。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 報告等

事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び評価を取りまとめ報告するものとする。

第7 収益納付

- 1 事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、前項の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、政策統括官が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第8 指導監督

国は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。

第9 委任

本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるところによるものとする。

附則（平成28年3月29日付け27政統第728号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

事業の内容	事業実施主体
<p>1 米活用畜産物等ブランド展開事業</p> <p>米を活用して生産した豚肉、鶏卵等の畜産物や加工品のブランド化をし、その付加価値向上や需要拡大を図るため、各産地において、生産から販売までの関係者が連携して行う、ブランド戦略策定のための検討会の開催、販路開拓のための生産流通実態の調査、販路開拓・販売促進の取組を支援する。</p>	<p>政策統括官が別に定める公募により選定された団体</p>
<p>2 米活用畜産物等全国展開事業</p> <p>各産地で米を活用して生産した豚肉、鶏卵等の畜産物や加工品のブランド化されたものについて、付加価値向上や需要拡大の取組を全国的に展開するため、検討会の開催、米を活用した畜産物などであることをPRするためのロゴマークの制定、市場調査、特色ある地域での取組事例等の情報収集・発信、展示会等の開催などの取組を支援する。</p>	<p>政策統括官が別に定める公募により選定された団体</p>